

## 有資格業者に対する指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野 7-13-6

## 2. 指名停止措置期間

平成29年 9月19日 ~ 平成29年11月18日 ( 2 カ月 )

## 3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

## 4. 事実概要

岩手中部水道企業団が発注した「東和地区電気計装機械設備保守点検業務委託」の指名競争入札において、指名業者と設計価格の情報を同企業団東和事業所長から事前に得て落札したとして、平成29年8月16日、岩手県警は官製談合防止法違反の容疑で(株)富士電業社の元営業担当者を逮捕、また同年9月1日、盛岡区検察庁は、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で略式起訴した。

なお、本事案では、同企業団東和事業所長が同容疑で再逮捕、追起訴されている。

## 5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第8号イに該当する。

また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

よって、本件については2カ月の指名停止措置を講ずるものである。

## 参考

## ○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2カ月以上12カ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1カ月以上12カ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

## 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局（TEL 022-225-2171）（代表）

○ 総務部 契約課 課長 本間 光義 （内線 2511）

建設専門官 木曾 幸一 （内線 2512）

総務部 経理調達課 課長 室井 良雄 （内線 6551）

○は本件の主務課です。